

市立美唄病院経営強化プラン（素案）に寄せられた意見と市の考え方について
（パブリックコメントの結果）

1 意見募集の概要

政策等の題名	市立美唄病院経営強化プラン（素案）
政策等の案の公表の日	令和5年1月4日（水）
意見提出期間	令和5年1月4日（水）から令和5年2月3日（金）まで

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	9 件 （ 2人）
インターネット	1 人
ファクシミリ	- 人
郵送	- 人
直接持参	1 人
無効な意見提出	- 人

3 提出意見の内容 9 件(2人)

パブリックコメントコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

《総括表》

反映区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	-
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	意見を政策等に反映しなかったものの、今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	5

《具体的な内容》

No.	提出された意見の要旨	提出された意見に対する市の考え方	反映区分
	<p>第2章-1-(1)地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能については、概ね理解できるが、在宅医療については懸念がある。</p> <p>医療の公的責任を後退させ、条件の厳しい家庭に看護・介護を肩代わりさせるような事例が見られるからである。</p>	<p>在宅医療がご家族の負担に繋がっていることは課題の一つとして認識しているところですが、国の調査において60歳以上の約半数が自宅で最期を迎えたいという患者側の希望もあり、できる限り住み慣れた場所で暮らすことができるための在宅医療の普及は重要であると考えています。</p> <p>ご家族の負担が少しでも軽減されるよう医療、保健、福祉、介護等の連携による地域包括ケアシステムの充実を図るため、病院の役割として治し支える医療を担ってまいりたいと考えています。</p>	D
1	<p>第2章-1-(2)地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能については、地域包括ケアシステムを構築することの趣旨には賛成できるが、それを可能とするには、必要な予算や人員の配置が必要である。</p> <p>それなしに進めるとなると、医療の役割を地域や住民に肩代わりさせるという懸念が出てくる。</p>	<p>地域包括ケアシステムにおける医療面の役割としては、地域包括ケア病床による在宅復帰に向けた回復期医療、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ等の治し支える医療が求められているところであり、ご意見にもありますように、今後、人員を確保するなど拡充を考えているところです。</p>	B
	<p>第2章-1-(3)機能分化・連携強化については、道の「地域医療構想」や国の「公立病院改革ガイドライン」の縮小・再編計画に安易に乗るのではなく、美唄市に必要な地域医療機能を確保すべきである。</p> <p>住民・患者の要求に基づく医療連携・地域連携は具体化すべきである。</p>	<p>人口減少社会において、地域医療を守るためには地域の中で個々に役割・機能をもった医療機関の連携が必要不可欠であり、患者さんが急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、切れ目のない医療を受けるネットワークの充実が重要であると考えています。</p> <p>地域医療連携に向け、市内の医療機能として不足している高度急性期については、市外の医療機関との連携強化を図っていくことを考えているところです。</p>	B

No.	提出された意見の要旨	提出された意見に対する市の考え方	反映区分
	<p>第2章-1-(4)医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標については、5年間の経営改善で、透析患者数が2,023人増加、訪問看護が1,420人増加という目標が出されていることは評価できるが、それが達成できるとい根拠が十分に理解できない。</p>	<p>透析患者については、後期高齢者の増加が見込まれることなどから、新病院では透析のベッドを現在の26床から30床に増床することで、患者増を見込んだ計画としているところです。</p> <p>訪問看護についても、同様にニーズは高まっていくと考えており、訪問看護ステーション化やリハビリスタッフ等の人員を拡充することで患者数が増加するものと考えています。</p>	D
1	<p>第2章-3経営形態の見直しについては、経営形態として、公営企業法の一部適用から全部適用が目指されていることには賛成できない。</p> <p>地方公営企業法の一部適用から全部適用のねらいは、企業的手法を導入し、効率化を徹底することである。</p> <p>全部適用は、自治体の医療に対する責任を後退させようとするものであり、従来通り一部適用で美唄の地域医療を再構築すべきである。</p>	<p>地方公営企業法の全部適用につきましては、道内公立病院87病院のうち26病院が全部適用を導入しているところです。</p> <p>全部適用導入の目的としては、事業管理者の設置による経営責任の明確化、医療環境の変化に応じた職員採用や医療機器整備の迅速化による患者様へのサービス向上、公営企業としての職員の意識改革などであり、全部適用によって地域医療に対する責任を後退させるものではないと考えています。</p>	C
	<p>第2章-6-(1)経営指標に係る数値目標については、経営の安定性として、現金保有残高と企業債残高が示されているが、経営の安定性をみる指標は、当座資金(現金預金+未収金)と累積欠損金の関係を見るのではないだろうか。</p>	<p>経営の安定性を見る指標としては、同一病床規模の病院との経営比較を行うため、経常収支比率、医業収支比率を比較分析することが一般的な考え方になっています。</p> <p>ご意見のありました当座資金は、現金がどれだけあるかという指標であり、累積欠損金は、収益的収支の赤字額の累計額を記載したもので、経営状況がわかる指標ではあるものの、費用の中に減価償却費など現金支出を伴わない費用が含まれていることから一般会計の決算額の赤字とは性質が異なることから指標として掲載しなかったところです。</p> <p>なお、ご意見につきましては、新病院建設時に資本金を減資することで、これまでの累積欠損金を処分する予定であり、処分後においては経営状況を判断する一つ材料にはなるものと考えますので今後の参考にさせていただきます。</p>	C

No.	提出された意見の要旨	提出された意見に対する市の考え方	反映区分
	<p>第2章-6-(2)目標達成に向けた具体的な取組における、適正な人員配置とは、人員削減なども意味しているのか、内容がよく判らないが全体として理解できる。</p>	<p>適正な人員配置に向けては、人員削減ではなく、新たな診療報酬の取得のために必要な人員の配置、また、タスクシフト、タスクシェアが行えるように必要な研修等を受講し、シフトできる業務を拡大していくとともに、シフト後の「責任」と「権限移譲」のルールを明確化し、推進していくことを考えているところです。</p>	D
1	<p>第2章-6-(3)経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画における以下の理由について</p> <p>①職員給与費が6,459.9万円減少しているがその理由</p> <p>②累積欠損金が2024年度に0円になっているがその理由</p> <p>③企業債残高が計画初年度に16億6,500万円に増加した理由</p>	<p>①退職補充により職員の平均年齢が下がること及び退職給付引当金による差が減少の主な理由となっています。</p> <p>②累積欠損金については、新病院での経営状況がより明確になるよう、新病院の経営がスタートする2024年度に資本金の減資により累積欠損金を処分する予定としているため0円となっています。</p> <p>③令和5年度は病院建替えに係る企業債の借入を予定しているため増となっています。</p>	D
2	<p>市立美唄病院が、令和5年度（2023年度）内の完成を目指していることを知り、自分が日頃お世話になっている老人福祉施設の介護員などと会話をすることがあります。そこで嬉しくなるような意見を聞いたので紹介します。</p> <p>一つ目は今の市立美唄病院が立派なものになったら、私は定年になっても美唄に住み続けたい。このことは究極の市の人口減少対策になると思います。</p> <p>二つ目は病院が立派になったら医師や看護師が集まりやすくなる。病院が建替えられても医師や看護師が集まるのか？という建て替えに反対もしくは慎重な方に対する強烈的な推進な意見になると思います。</p> <p>最後に一日でも早い新病院の完成を待望しています。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、病院建替えの参考とさせていただきます。</p>	D